

市民活動サポート事業実施要領

1 実施目的

市民公益活動団体（以下「団体」という。）が自らの活動について主体的に情報発信し、認知度を高めて団体の自律的発展につなげる機会を豊中市（以下「市」という）が提供するために実施する。

2 募集する事業

（1）市民活動サポート事業

団体の活動のPRや発展につなげる場として、団体が市民公益活動支援センターを利用して行う事業

（2）募集要件

以下の要件を全て満たす事業を募集する。

- ①豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号に規定する「市民公益活動」であること。
自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除きます。
- ②地域課題や社会的課題と、その解決に取り組む団体の活動について広く伝えるものであること。
- ③市民公益活動ならではの先駆性や多様性、柔軟性、自立性などを発信するものであること。
- ④団体の会員以外の市民に広く開かれたものであること。
なお、事前申込・実費負担等を求めることはできるものとする。
当てはまらない例：団体の定例会議
- ⑤発信しようとする情報の内容がもっぱら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

3 申込資格

「市民公益活動団体情報」に掲載されている団体であること。

4 募集

（1）募集時期、スケジュール

年度内に数回、事業の募集を行う。募集時期、募集スケジュールはコミュニティ政策課及び市民公益活動支援センター業務受託団体が協議の上決定する。

※募集期間外は随時受付

（2）応募できる事業数について

1団体につき1か月1事業までとする。

（3）広報

①チラシ配布

コミュニティ政策課及び市民公益活動支援センターに設置

- 「市民公益活動団体情報」掲載団体に郵送
②市ホームページ、センターfacebook・Instagramに掲載

5 申込み

- (1) 申込みを希望する団体は、所定の申込用紙を申込締切日までに市民公益活動支援センターに提出する。提出方法は不問。
(2) 募集に関する問合せや申込団体への対応は、市民公益活動支援センター業務受託団体が行う。

6 実施団体の決定

- ①当事業の利用回数が少ない団体から順に決定。
②実施団体のうち利用希望日・時間が重なる場合は、利用回数が少ない団体の希望を優先する。同位の団体がある場合は抽選する。
③市は決定結果を申込団体に書面で通知する。この際に運営を円滑にするための実施条件を附することができる。

7 実施形態

実施団体の主催事業とし、市は情報発信の場の提供として、場所の提供及び市ホームページへの掲載を行う。

8 事業実施に伴う注意事項について

- (1) 事業実施にあたって得られた個人情報の保護について
個人情報保護法の基本理念を遵守し、「個人情報取扱事業者」に該当しなくても、法に規定した事項に配慮する旨を明記した書面に署名したもの（様式1）を市に提出する（市施設を利用した市との事業であるため）。
また、講座を実施する場合で、講座参加者に対して参加者名簿やアンケートへの記名等を求める場合は、それにより得られた個人情報を何のために利用するかを、あらかじめ説明する。
- (2) 事業の変更・中止等について
事業内容や実施日の中止・変更は、原則として認めない。ただし、災害等、市長が止むを得ないと認める場合はその限りではない。

9 事業計画等の提出

- (1) 実施団体は、各事業実施2週間前までに、市民活動サポート事業計画書（様式2）及びチラシ等広報物の案を市民公益活動支援センターに提出する。
(2) 市民公益活動支援センター担当者は、上記（1）をコミュニティ政策課に提出する。チラシ等広報物については、コミュニティ政策課より修正の指示があれば実施団体に連絡する。

10 報告

(1) 実施団体は、各事業実施後 1 週間以内に、市民活動サポート事業実施報告書（様式 3）及び使用資料の写し 1 部を市民公益活動支援センターに提出する。

(2) 市民公益活動支援センター担当者は、上記(1)をコミュニティ政策課に報告する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 13 日から実施する。